

「第2回利根町学校跡地活用検討委員会」が開催されました

町では、町内の小学校が一つに統合されることに伴い、現在の「文小小学校」および「文間小学校」について、「利根町学校跡地活用検討委員会」を設置し、その学校跡地の活用に向けた検討を進めています。

この度、第2回目の会議が開催されましたので、お知らせいたします。会議の詳細、資料および議事録については、町公式ホームページで公開しておりますので、ご覧ください。



- ▼開催日時 10月28日(木) 午後7時～8時30分
- ▼場所 利根町生涯学習センター 多目的室
- ▼会議内容
 - (1) 住民アンケート(案) について
 - (2) 学校跡地活用に対する意見等 について

今回の会議では、前回の会議で実施することが決定されました住民アンケートについて、事務局でアンケート素案を作成し、それを基に検討が行われました。検討の結果、いくつかの修正箇所が指摘され、事務局で修正を行った後、承認されました。

また、前回の会議後、今回の会議開催までの期間中に委員の方々から提出された学校跡地活用に関する意見・提案について、事務局で資料としてまとめ、検討委員会内で共有しました。

シニア向けリトミック講座開催



健康第一!!

音楽に合わせて楽しく動きましょう!

- ▼日時 3月16日(水) 午後2時～3時
 - ▼講師 田口 葉子 氏
 - ▼定員 10名(利根町在住または在勤の方)
 - ▼申込期限 2月17日(木)
- ※応募者多数の場合は、抽選とさせていただきます。全員にその結果を通知いたします。

- ▼申込方法
 - ・直接提出の場合
 - 申込書【生涯学習課、利根町生涯学習センター、利根町文化センターに用意してあります】に記入し、84円切手を貼った返信用封筒(ご本人の住所・氏名を記載)を添えて、利根町文化センターにご持参ください。
 - ・メールでの申込の場合
 - bunka@town.tone.lg.jpに下記内容を記入のうえ、送信してください。
 - 件名に「シニア向けリトミック講座申込」、メール本文に氏名(ふりがなも記入)・住所・電話番号を記入してください。
 - ※数日たっても返信がない場合は、お手数ですが電話にてご確認願います。
 - ▼問い合わせ先
 - 利根町文化センター ☎68・7881

この後は、住民アンケートの結果等を踏まえ、事務局で活用案を検討し、それを基に検討委員会において、さらに検討を進めていく予定です。第3回目の会議は令和4年2月中旬開催予定です。

▼学校跡地活用に関する意見などについて

学校跡地活用に関する意見・提案につきましては、左記の方法により、政策企画課までお知らせください。

【意見などの提出方法】

意見などを記載した書面を郵送・FAX・メール・窓口持込のいずれかの方法で提出してください。(必ず住所・氏名を明記してください。)

※電話や口頭での意見の受け付けはできませんので、ご了承ください。

提出いただいた意見などは、今後の検討の参考とさせていただきます。ただ、検討委員会内で共有させていただく場合があります(提出者の氏名などについては公開しません)。

▼問い合わせ先・事務局

政策企画課 地域振興係
 ☎68・2211(内線332)
 FAX:0297・68・7990
 E-mail:chiki@town.tone.lg.jp

人権問題講演会開催のお知らせ

この講演会は、人権意識の高揚を図り、町民が互いに人権問題について理解と認識を深め合い、差別のない明るく住みよい社会を築いていこうと開催されているものです。たくさんのご参加お待ちしております。



▼講師 吉川 誠司 氏
(WEB110主宰)

1996年にWEB110を開設し、ボランティアでネットトラブルの相談に対応するとともに被害予防のための情報発信や講演活動を行っている。

警察庁をはじめ数多くの政府系研究会の委員も務め、トラブル相談の最前線にいる立場からネットの健全化に向けて提言してきた。

- ▼職務経歴
 - 警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター センター長
 - 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティ安心相談窓口相談員
 - 誹謗中傷ホットライン アドバイザー
 - 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 個人情報保護推進室次長
- ▼主催 利根町・利根町教育委員会
- ▼問い合わせ先 役場 ☎68・2211
 福祉課(内線122) / 学校教育課(内線405)
 ※入場は無料で、一部手話通訳者も入ります。
 ※著作権の関係で、ビデオ撮影や録音はお断りいたします。
 ※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合があります。

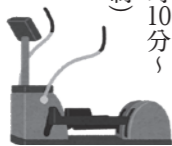
はつらつトレーニング

令和4年3～4月開始生募集のお知らせ

- ▼対象者 65歳以上で利根町に住所を有する方、運動制限のない方
- ※今回初めて参加する方を優先させていただきます
- ▼申込方法 利根町保健福祉センター窓口または電話で受け付けます
- ▼定員 10名
- ▼申込受付日時 1月20日(木)・21日(金) 午前9時～午後5時
- ※申込人数が定員を超える場合は、抽選(1月25日(火)午後1時30分)となり、利用決定した方へは電話連絡いたします。
- ▼説明会日時・内容 2月10日(木) 午前10時15分から(1時間30分程度)
- 利用申請書の記入/体力測定、機器の利用説明/トレーニング開始日の決定

はつらつトレーニングについて

- ▼内容 トレーニングマシンを使って加齢により衰えやすい筋力を鍛える運動
- ▼利用日時 月々金曜日の午前中(各40分～50分程度)
- ①午前9時10分 ②午前10時10分
- ▼利用回数 週1回程度(予約制)
- ▼利用期間 1年間
- ▼利用料 100円/1回



※新型コロナウイルス感染症の状況により、開始時期などの変更になる場合があります。

- ▼問い合わせ・申し込み先
 利根町保健福祉センター いきがいの支援係
 ☎68・8291

保険年金課からのお知らせ

還付金詐欺にご注意!!

近年、県内の高齢者宅に、役所や年金事務所などの職員を装って「医療費や保険料(税)の還付があります。」など、お金が返還されるかのようになり、現金をだまし取る「還付金詐欺」の電話が多発しています。



- ▼犯罪の手口
 - 役所や年金事務所、税務署などの公共機関を装って電話をかけ「税金や医療費などを返還します」、「還付金があります」、「後ほど銀行から連絡があります」などと言って、ATM(現金自動預払機)に誘導し、言葉巧みに操作を指示して、お金を振り込ませます。

▼被害に遭わないために!

- 役所や年金事務所などでは、還付する際にATMでの操作を求めるとは絶対にありません。
- また、ご本人からの申請書や、役所からの通知がなく、電話だけで連絡することはありません。還付金があると言われても、相手の言うことを信用せず、役所や年金事務所などに確認してください。ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手が伝えた電話番号には連絡せず、すぐに最寄りの警察に相談するか、110番通報をしてください。

腰痛に自信あり! 初回半額 ¥2,500

2カ所以上に通ったが改善されなかった方はお電話ください!

ローラーリンパ整体 ☎090-2532-1615
 我孫子市サッカー協会トレーナー 利根町中谷517



交通事故などで保険証を使うときは被害届の提出が必要です

交通事故など、第三者(自分以外)の行為が原因で負傷などをした場合、加害者が被害者の医療費を負担いただくのが原則ですが、国民健康保険や後期高齢者医療保険にご加入の方で、保険証を使う場合には、法令に基づき速やかに保険年金課へご連絡ください。

●第三者行為とは

- ・相手がいる交通事故
- ・他人の犬に噛まれた、傷害事件に巻き込まれた など

●このような場合も届け出が必要

- ・誰かが運転する車に乗中の自損事故
- ・自身の過失が大きい事故(過失の割合に関係無く提出の義務があります。)
- ・相手が不明の事故

●保険証が使えないとき

- ・業務上の負傷や病気(労災保険の対象となります。)
- ・飲酒運転や無免許運転
- ・けんかや泥酔による傷病など



- ▼問い合わせ先
 保険年金課 ☎68・2211
 国民健康保険係(内線173)
 後期医療係(内線178)